

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-14)

政策名(※1)	政策14:電波利用料財源電波監視等の実施	分野	情報通信(ICT政策)			
政策の概要	電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。 また、電波利用料の予算額については、毎年度予算要求の過程において、財務省との調整を経て政府案として策定されており、また、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを行っているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。					
基本目標【達成すべき目標】	電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	68,554,553	62,186,285	71,825,028	67,900,036
		補正予算(b)	24,436,113	8,696,868	-4,068	0
		繰越し等(c)	2,917,964	24,651,591		
		合計(a+b+c)	95,908,630	95,534,744		
執行額(千円)		60,189,123	68,273,963			
政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	-	-	-			

施策目標	測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
電波監視業務の実施により、電波利用の適正化及び良好な電波利用環境の維持を図る	1 重要無線通信妨害への措置率	100% 〔申告数:689件 措置数:689件〕 【22年度】	100% 〔申告数:501件 措置数:501件〕 【23年度】	100% 【23年度】
電波が人体等に与える影響を科学的に検証することにより、安心して安全に電波を利用できる環境を整備する	2 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合	80% 【22年度】	100% 【23年度】	80% 【23年度】
電波の能率的かつ安全な利用の確保に関する説明会等を実施することにより、リテラシーの向上を図る	3 電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会・周知啓発活動の開催回数	16回 【22年度】	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上、全国で22回開催 【23年度】	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で16回以上開催 【23年度】
無線局監理事務の迅速化・効率化により、電波の利用者への行政サービスの向上を図る	4 総合無線局監理システムで監理する無線局数とシステム稼働率(計画停止を除く)	99%以上 【22年度】	99%以上 【23年度】	無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保(システム稼働率) 【23年度】
	5 電子申請率(無線局免許申請及び無線局再免許申請の合計値)	50% 【22年度】	57.0% 【23年度】	60% 【23年度】
周波数の効率利用技術等の開発による電波資源の拡大により、新たな周波数需要に対応する	6 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究開発成果があったと判定された課題の割合	80% 【22年度】	100% 【23年度】	80% 【23年度】
周波数の逼迫により生じる混信・輻輳の解消又は軽減することにより、電波の有効利用を促進する	7 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80% 【22年度】	100% 【23年度】	80% 【23年度】
条件不利地域等における電波の有効利用を促進することにより、電波の適正な利用を確保する	8 携帯電話等エリア整備事業により実施された補助件数	191件 【22年度】	173件 【23年度】	172件 【23年度】
	9 地上デジタル放送への完全移行(地上アナログ放送終了)	地上デジタル放送への完全移行に向けた事業(受信相談業務等)等の実施 【22年度】	地上デジタル放送への完全移行 【23年度】	(岩手県、宮城県及び福島県を除く都道府県) 平成23年7月24日 【23年度】 (上記3県) 平成24年3月31日 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 電波監視業務の実施については、電波監視施設の有効活用、重要無線通信免許人との連携強化などを図り、重要無線通信妨害の迅速な措置に取り組み、目標を達成することができた。 電波の安全性に関する調査等については、電波が人体等に与える影響を科学的に検証するため、疫学調査、動物実験、細胞実験、評価技術の開発等を行った。研究成果に対する外部専門家による評価結果は、全ての研究において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定されており、目標を達成することができた。 周波数使用等に関するリテラシーの向上については、電波の安全性に関する説明会を全国で22回開催し、目標を達成することができた。 総合無線局監視システムの構築と運用について、システム運用は高いシステム稼働率を持続できた。一方、電子申請率については、基地局、陸上移動局など電子申請率が高い無線局種の再免許申請が前年度に比べて減少したことなどにより、目標を達成することができなかった。 電波資源拡大のための研究開発及び周波数逼迫対策技術試験事務については、外部専門家による評価の結果、平成23年度の全ての終了案件について、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定されており、目標を達成することができた。 無線システム普及支援事業・遮へいについては、携帯電話の不感地域を縮小するために173件の補助金の交付決定を実施したことにより、目標を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>上述のとおり、電波監視業務の実施、電波資源拡大のための研究開発及び周波数逼迫対策技術試験事務等の施策について、施策目標の達成に向けて着実な成果を上げるなど、電波の適正な利用の確保のために電波利用共益事務は確実に実施されており、本政策は効果を上げているものと認められる。</p> <p>なお、平成24年度行政事業レビュー(公開プロセス)の結果を踏まえ、携帯電話等エリア整備事業は補助事業の在り方について、地上デジタル放送への完全移行に向けた事業は事業の効率的な執行等について検討を行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>総務副大臣が主催する「電波有効利用の促進に関する検討会」(平成24年4月11日開催～)において電波利用料制度の在り方について御議論いただいている。</p> <p>「電波有効利用の促進に関する検討会」構成員(五十音順、敬称略)</p> <p>岩瀬 大輔 ライフネット生命保険株式会社代表取締役副社長 木村 たま代 主婦連合会 清原 聖子 明治大学情報コミュニケーション学部准教授 熊谷 博 独立行政法人情報通信研究機構理事 関口 博正 神奈川大学経営学部准教授 高畑 文雄 早稲田大学理工学術院教授 丹 康雄 北陸先端科学技術大学院大学情報科学研究科教授 土居 範久 中央大学研究開発機構教授 土井 美和子 株式会社東芝研究開発センター首席技監 服部 武 上智大学理工学部客員教授 林 秀弥 名古屋大学大学院法学研究科准教授 藤原 洋 株式会社インターネット総合研究所代表取締役所長 水越 尚子 エンデバー法律事務所 弁護士 森川 博之 東京大学先端科学技術研究センター教授 湧口 清隆 相模女子大学人間社会学部教授 横澤 誠 株式会社野村総合研究所上席研究員 吉川 尚宏 A.T.カーニー株式会社プリンシパル</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○電波有効利用の促進に関する検討会 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/denpa_riyou/index.html)
---------------------------	---

担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 萩原 直彦	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	-------------------------------	--------	---	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。
※2 基準(値)又は実績(値)を記載。